

(別紙) 外国人政策本部 第1次提言を踏まえた政府の取組状況のフォローアップ

番号	現状と問題点	第1次提言の概要 (○実施中又は速やかに実施すべき施策/★今後の課題)	取組状況
第1 出入国・在留管理等の適正化・外国人受入れについて			
1. 出入国管理DXの推進を含む出入国管理の一層の適正化			
1	<ul style="list-style-type: none"> 上陸審査待ち時間が長期化している 不法残留者数増加の懸念がある 査証免除国からの入国を事前チェックできない 	○ 電子渡航認証制度(JESTA)のシステム開発と2028年度中の導入	<ul style="list-style-type: none"> R10年度中の電子渡航認証制度(JESTA)の導入に向けて、入管法等改正法案を第221回国会(特別会)に提出し、成立した(R8年5月)
2		★ JESTAの事前チェックを通じた厳格な審査と入国審査待ち時間の大幅な削減	<ul style="list-style-type: none"> 電子渡航認証システムの設計及び開発に係る調達をR7年12月から開始し、R8年4月に契約を締結した
2. 在留管理の一層の適正化			
(1)在留管理の在り方等について			
ア マイナンバーを活用した関係機関による情報連携の更なる促進を含む在留管理DXの推進等			
3	<ul style="list-style-type: none"> 各行政機関の情報連携や電子化が不十分である 各種制度の不適正利用の恐れがある 	○ 国民健康保険料・国民年金保険料の納付情報・地方税の課税情報のマイナンバー連携	<ul style="list-style-type: none"> 公共サービスメッシュを用いた情報共有・連携の開始(R9年3月以降)に向け、デジタル庁、入管庁を含む関係機関で調整中 公共サービスメッシュはR8年1月から稼働開始し、入管庁のシステムはR9年3月までに開発予定 国民健康保険料について、自治体のシステム改修はR9年6月までの完了を予定している
4		★ 国税、地方税情報を在留審査・納付勧奨に活用する仕組みを検討	<ul style="list-style-type: none"> 国税(課税・納税)の情報連携については、R10年6月以降の開始に向け、入管庁と国税庁との間で、システム開発の対応可否など各論点の検討を踏まえ、実現方式について協議・調整中
5			<ul style="list-style-type: none"> 地方税の納税情報の連携については、入管庁と総務省との間で、法令の規定を踏まえ、連携項目の範囲等を調整中 調整結果を踏まえ、今後、マイナンバーによる情報連携の実施に必要なマイナンバー法主務省令の改正及びデータ標準レイアウト改版について、関係機関と調整の上、作業を実施予定
6		★ 等 悉皆調査結果を踏まえた、入管庁と他機関との更なるマイナンバー情報連携	<ul style="list-style-type: none"> 悉皆調査結果を踏まえ、公営住宅の管理に関する事務、改良住宅の管理に関する事務、特定優良賃貸住宅の管理に関する事務、地域優良賃貸住宅の管理に関する事務について、R9年6月のマイナンバーによる情報連携の開始に向け、省令及びシステムを整備する方向で、関係機関と調整の上、作業を実施中
イ 在留カード等とマイナンバーカードの原則一体化			
7	<ul style="list-style-type: none"> 在留カード等の更新時の手続が煩雑である 外国人のマイナンバーカード保有率は6割で、行政運営の効率化や在留管理への活用が不十分 	○ 特定在留カード等の運用開始(R8. 6)及び普及促進に向けた積極的な施策の実施	<ul style="list-style-type: none"> 現在、所要のシステム等を整備しており、R8年6月14日から特定在留カード等の運用開始予定 原則取得に向けた普及促進のための積極的な施策についても、関係省庁において運用を検討の上、実施予定
8		★ 在留外国人に特定在留カード等を原則取得させる方策の検討	<ul style="list-style-type: none"> 原則として特定在留カード等を取得させるため、オンライン申請にも対応したシステムへの改修の実現を目指し検討を進める
(2)在留資格等について			
ア 特定技能制度及び育成就労制度による適正な受入れ			
9	<ul style="list-style-type: none"> 特定技能制度や育成就労制度における分野別運用方針の策定に当たって、人手不足数等を厳密に精査し、受入れ対象分野や受入れ見込数を適切に設定する必要 	<ul style="list-style-type: none"> ★ 受入れ対象分野の更なる省人化の取組や国内人材確保の取組の強化 ★ 必要に応じた受入れの停止や受入れ見込数の再設定等の不断の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 特定技能制度及び育成就労制度の受入れ対象分野等を定める分野別運用方針をR8年1月に閣議決定 外食業分野における特定技能1号の在留者数が受入れ見込数(5万人)を超えることが見込まれる状況から、令和8年4月13日に在留資格認定証明書の交付の停止措置を講じた。 引き続き、受入れ状況や転籍状況等を継続的かつ的確に把握した上で、受入れの停止や受入れ見込数の再設定等の対応を不断に検討していく
10			<ul style="list-style-type: none"> 経済産業省においては、企業による設備投資やIT導入を支援する施策により、企業による生産性向上の取組を支援しているほか、多様な人材活用を促すガイドラインの普及、価格転嫁の推進、省力化投資支援等による賃上げの促進等により、企業による国内人材確保の取組を支援している

(別紙) 外国人政策本部 第1次提言を踏まえた政府の取組状況のフォローアップ

番号	現状と問題点	第1次提言の概要 (○実施中又は速やかに実施すべき施策/★今後の課題)	取組状況
イ 在留資格「経営・管理」に係る適正化			
11	<ul style="list-style-type: none"> 許可基準の改正が行われたものの、いまだ事業の実態に疑いがもたれている案件も存在 事業実態の把握を目的とした実態調査が十分にできていない 	○ 実態調査等を行うことによる厳格な審査の実施	<ul style="list-style-type: none"> 同一ビルに小規模な事務所が集中しているケース等について、R7年5月から集中的に実態調査等を行っており、事業実態が認められない事案については在留期間更新許可申請を不許可処分とするほか、在留期限が先のものについては在留資格取消手続をとるなど厳格な審査を実施中
12			<ul style="list-style-type: none"> 国税の納税義務の違反があった在留外国人に係る国税庁から入管庁への情報提供の対象範囲の拡充及び入管庁が保有する情報に係る効果的・効率的な情報連携について、R8年7月の運用開始に向け、入管庁・国税庁間の確認書や在留資格に係る関係ガイドラインの改訂等に関し、両庁間で詳細について検討中
13		★ 許可基準改正(R7.10資本金引上げ等)後の運用状況も踏まえた在留資格「経営・管理」に係る更なる改善方策の検討	<ul style="list-style-type: none"> まずは、改正後の申請状況や審査の処分状況等の運用状況を確認しているところであるが、在留資格認定証明書交付申請件数が相当程度減少しており(注)、在留資格の趣旨に沿った申請内容が許可されている状況にある (注)在留資格認定証明書交付申請件数(概数)は、改正前(R7年5月1日～R7年10月15日)約1,700件/月⇒改正後(R7年10月16日～R8年3月31日)約70件/月(改正前比約96%減)
ウ 在留資格「技術・人文知識・国際業務」に係る適正化			
14	<ul style="list-style-type: none"> 派遣による就労の具体的活動内容の実態把握が十分でないことや、受け入れた外国人が資格該当性のない業務に従事する事案への対策が必要 	○ 活動状況を調査し、審査の厳格な運用を行うとともに、許可の在り方を検討	<ul style="list-style-type: none"> 外国人が派遣形態で就労する場合の在留審査において、R8年2月から申請人の活動内容に疑義がある場合は派遣先に対する実態調査を行うよう地方局に指示し、実態調査の強化を行い、適正な在留管理に努めている その上で、「技術・人文知識・国際業務」をもって派遣形態で就労する場合の取扱いについて、R8年2月24日に当庁ホームページで周知し、派遣元及び派遣先からの誓約書の提出を含む申請書類の見直しについて、R8年3月9日から運用を開始 「技術・人文知識・国際業務」に係るガイドラインを改定し、主に日本語能力を用いる業務に従事する場合の審査の強化について、R8年4月15日から運用を開始
15		★ 受入れ機関の責任の在り方を含めた専門的な業務への従事を確保する方策の検討	<ul style="list-style-type: none"> 特定技能制度等において人権侵害行為が行われた受入れ機関については、その欠格期間中、「技術・人文知識・国際業務」の外国人の受入れも認めないこととし、R8年4月15日から運用開始予定
エ 在留資格「留学」に係る適正化			
16	<ul style="list-style-type: none"> 週28時間を超えるアルバイトを行うなどの資格外活動違反も生じている 	○ 留学生が複数の稼働先で資格外活動を行っている場合等について教育機関と連携した実態把握や指導	<ul style="list-style-type: none"> 日本語教育機関に在籍する複数のアルバイト先で働く留学生を特定するなどして、同機関と連携した実態把握や指導を行う運用をR8年4月に開始
17		★ 実態等を踏まえた資格外活動許可及びその管理の在り方の検討	<ul style="list-style-type: none"> R8年4月、日本語教育機関に求められる管理体制の在り方(留学生の資格外活動の遵守状況の適正な把握等)を各機関に具体的に示した
オ 在留資格「永住者」の在り方の検討			
18	<ul style="list-style-type: none"> 在留期間の更新がなく、取消事由も限定的で、社会との結びつきが、その他資格に比して格段に高まるにも関わらず、許可要件そのものが緩やかであるとの指摘がある 	○ 実態調査を行った上で、審査の厳格な運用を行うとともに、許可の在り方を検討 在留資格取消しのガイドラインの策定及び運用開始の準備	<ul style="list-style-type: none"> 諸外国における永住許可要件について把握するため、諸外国の永住許可制度調査を実施中。また、永住者の取消しに係るガイドラインについては、R8年秋までに策定・公表する予定で作業中 R8年2月24日付けで永住許可に関するガイドラインを改正し、「現に有する在留資格について最長の在留期間をもって在留していること」の要件の経過措置である「当面の間は、在留期間「3年」を最長の在留期間として取り扱うこととする」取扱いをR9年4月1日をもって廃止予定 故意に公租公課の支払をしないこと等による「永住者」の在留資格取消しについて、R9年4月から運用を開始予定
19		<ul style="list-style-type: none"> ★ 独立生計要件や国益要件の見直し、日本語能力要件の追加を含め検討 ★ 在留資格取消しの運用開始に向けた必要な準備、取消事由の範囲の拡大を含めた検討 	<ul style="list-style-type: none"> 入管庁と関係省庁で連携し、プログラムの受講を永住許可の要件とするかどうかを含め検討中 改正入管法の施行(R9年4月)状況を踏まえて、取消事由の範囲の拡大を含む更なる検討を行う
カ 帰化の厳格化の検討			
20	<ul style="list-style-type: none"> 永住許可のガイドライン上の本邦在留要件は原則10年以上とされているのに対し、帰化の住所要件が5年以上とされているのは不整合との指摘がある 	○ 永住許可との整合性も勘案した、厳格化のための審査の在り方の検討	<ul style="list-style-type: none"> 永住許可の審査との整合性の観点から、「日本社会に融和していること」の要件の審査において、原則として10年以上在留し、日本社会に融和していることが必要であることなどをR8年3月27日に公表し、R8年4月1日から運用開始
21		★ 将来にわたって安定した生活を営むことができることなどの帰化の要件について、引き続き帰化の厳格化のための審査の在り方を検討	<ul style="list-style-type: none"> 上記の運用状況を見つつ、帰化の厳格化のための審査の在り方を検討中

(別紙) 外国人政策本部 第1次提言を踏まえた政府の取組状況のフォローアップ

番号	現状と問題点	第1次提言の概要 (○実施中又は速やかに実施すべき施策/★今後の課題)	取組状況
キ その他の在留資格の在り方等			
22		○ 外国人の資格該当性のない業務への従事を防ぐ方策を検討	・ 在留資格「企業内転勤」について、厳格な審査のため、申請書類の見直しを含めた在留審査の運用に係る見直しを行い、R8年2月24日に入管庁ホームページで周知、R8年4月1日から運用を開始
23		○ 犯罪行為を行った外国人への在留審査の厳格化	・ 初犯であっても素行不良と判断することがある旨を追記する「在留資格の変更、在留期間の更新許可のガイドライン」の改正をR8年1月に行い、厳格な審査を実施中
24	・ 在留資格の本来の趣旨に沿った受入れをすべき、違法行為を行った外国人に対する在留審査を厳格化すべき等の指摘があり、適正な在留管理のための在留資格の在り方を不断に見直す必要がある	★ 実態等を把握し、在留資格や資格外活動許可の在り方を更に検討 ★ 高度人材ポイント制の在り方についても検討	・ 在留資格「高度専門職」をもって在留している者について、高度人材ポイント制の活用実態を調査中 ・ 制度運用開始時と現在の賃金水準の変化について調査し、ポイント加算項目における年収基準等の見直しを検討中 ・ 審査の迅速化については、地方出入国在留管理局における審査の現状についてヒアリングを行うなど、改善に向けた情報収集を行っているところであり、高度人材ポイント制の見直し内容も踏まえ、必要な見直しを行うこととしている
3. 不法滞在者の厳格な取締り等による安全の確保			
(1)不法滞在者ゼロプランの強力な推進等			
25		○ 退去強制が確定した外国人が多い国への働き掛けを踏まえ、一層厳格に対応	・ 「不法滞在者ゼロプラン～強力推進パッケージ」を取りまとめた上、以下の(※)の取組を推進 ・ 外務省と協力し、一部の国に対し、送還協力や帰国用渡航文書の発給に係る申入れを実施(※) ・ 上陸拒否となったにもかかわらず、退去命令に応じず、退去強制手続を執る件数が増加している国々に対して、当該事案発生防止のための外務省と連携した対応について検討中(※) ・ アウトリーチ型の働き掛けや動画(多言語)による広報強化等の取組を検討中(※)
26		○ 難民等認定申請の早期かつ迅速な処理体制の整備、体制の強化	・ 申請が集中している東京入管局の案件について、その一部を他の地方局が審査する協力体制を構築するなどしている(※)
27	・ 不法残留者数は約7万1,000人(R7.7時点)、退去強制が確定した外国人数は約3,100人 ・ 難民認定手続(一次審査)の平均処理期間が約2年と長期化している。	★ 2026年中に新規受理した難民認定申請の平均6か月以内の処理、全体の平均処理期間を5年以内に確実に6か月に短縮	・ R12までに目標を達成すべく、誤用・濫用的な難民認定申請に対する厳正な対応や難民認定申請の迅速な処理体制の整備を推進している(※) ・ なお、平均処理期間長期化の要因である未処理数は、不法滞在者ゼロプランを公表したR7年5月の2万件超をピークにR7年末時点で1万5,969件と約4,000件減少させており、着実に進展している
28		★ 護送官付き国費送還の速やかな倍増と退去強制が確定した者の5年以内の半減	・ 護送官付き国費送還の促進(※)について、R6年の送還人数が249人であったものが、R7年は318人の送還を実施しており、着実に推進 ・ 多角的な送還手法の検討、帰国説得を行う人員の体制整備や帰国説得用資料(多言語翻訳)の準備を検討中(※)

(別紙) 外国人政策本部 第1次提言を踏まえた政府の取組状況のフォローアップ

番号	現状と問題点	第1次提言の概要 (○実施中又は速やかに実施すべき施策/★今後の課題)	取組状況
(2)不法就労対策の強力な推進等			
ア 偽変造在留カード対策や不法就労を助長する者の取締りの強化等			
29		○ 在留カード等読取アプリの機能充実による、不法就労対策等の強化	・ R8年度中に、在留カード等読取アプリケーション上で失効情報照会での照会結果を自動表示させるための改修を行う方向で準備を進めている
30		○ 不適正ヤードについて悪質な法令違反が認められる場合、事業許可の取消等を検討するなど、関係機関間の連携を強化	・ 出入国在留管理庁、警察庁及び環境省は、不適正スクラップヤードに関する諸問題について、関係省庁と連携を強化するため、警察庁・法務省・出入国在留管理庁及び厚生労働省で構成される「不法就労外国人対策等協議会」にて意見交換を実施 ・ 警察においては、古物営業法等の法令違反が認められる場合には、積極的に指導・行政処分を実施するとともに、出入国在留管理庁を始めとする関係機関との連携強化を図り、不法就労助長事犯に關与する悪質な仲介事業者及び雇用主に対する取締りを推進 ・ 環境省においては、使用済みの金属・プラスチック物品の保管又は再生を行う事業(いわゆるスクラップヤード業)の許可制導入に関して検討を進め、令和8年4月10日に廃棄物処理法等の改正法案が閣議決定され、第221回国会(特別会)に本法案が提出された
31	・ 偽変造、失効在留カードを利用して、就労可能であることを偽装して活動を行う事案がある		・ 「不法就労対策パッケージ」を取りまとめた上、以下の(※※)の取組を推進 ・ 入管庁において、SNS等からの情報収集・分析機能の強化のためのツール等の導入に向けて、民間企業や庁内関係課室と協議しながら、サイバーパトロールの実現に向けて検討を推進(※)(※※)
32		○ 不法就労者の雇用主に対する厳格な対応等による不法就労者数の減少	・ 入管庁においては、不法滞在者の情報の収集・分析を行い、事案に応じて警察等関係機関とも連携して調査を進め、不法就労や不法残留等の違反事実が確認された場合には取締りを行うなど、効果的かつ効率的な摘発の強化(※)(※※)に努めており、R6年は1,378人だった被摘発者はR7年には1,837人に増加 ・ 警察においては、入管庁を始めとする関係機関との連携強化を図り、不法就労助長事犯に關与する悪質な仲介事業者及び雇用主に対する取締り、不法滞回事犯・偽装滞回事犯等の取締りを推進
33		★ 市民の相談等に迅速かつ効果的に対応する体制や相談を基に取締り等を行う体制の整備を検討	・ 入管庁においては、国及び地方公共団体の関係機関が連携して、外国人を含む住民の相談に迅速かつ効果的に対応等するための体制整備について検討しているほか、住民からの相談の内容から入管法違反事案の取締りにつなげる効果的な実施方法などを検討(※)(※※) ・ 警察においては、入管庁において体制整備が検討されているところ、照会等があれば適宜対応するとともに、引き続き、入管庁を始めとする関係機関との連携強化を図り、入管法違反事案その他の違法・不正事案の取締りを推進する予定
イ 外国人雇用状況届出制度の運用改善			
34		○ 事業主における在留カード等読取アプリケーションの使用の徹底	・ 外国人雇用状況の未届・虚偽届事案や、事業主の対応が悪質な事案への対応について、都道府県労働局及びハローワークから警察当局へ相談・情報提供する際の具体的な手順等を関係省庁と協議した これに沿ってR8年度から運用することで、関係機関との連携を強化し、外国人雇用状況の届出義務をより徹底する
35	・ 雇用主による外国人雇用状況の届出履行の徹底が不十分で、不法就労状態の是正が困難である ・ 雇用主が外国人の偽変造在留カードの行使に気づかず雇用してしまう場合がある		・ 外国人労働者を雇用する事業主が雇用管理上のポイントを確認するために用いることができる「外国人労働者の雇用管理改善等に係る自主点検表」に、外国人雇用状況の届出に際して在留カード等読取アプリケーションを使用することをR8年4月より盛り込む。 点検表は、ハローワークによる事業所訪問指導等において使用されるほか、厚生労働省のホームページにも掲載
36		★ 在留管理DXの推進等と並行して、手続の在り方を検討	・ マイナンバーを活用した情報連携に係る在留管理DXの状況について、出入国在留管理庁から情報を受けつつ、問題点等を整理しているところ
(3)外国人犯罪への対応			
37		○ 組織的窃盗等の違法行為に関し、国内関係機関が緊密に連携するとともに外国捜査機関等との連携を強化	・ 外国人による組織的窃盗やいわゆる白タク行為等の違法行為に関し、国内関係機関が緊密に連携するとともに外国捜査機関等との間で情報交換を行うなど連携を強化し、厳正な取締りを推進
38	・ 来日外国人犯罪は共犯事件の割合が高い ・ 外国人による組織的窃盗等の違法行為が後を絶たない ・ 不法滞在者と地域住民との間でのトラブルも発生している	○ 訪日外国人旅行者への日本の法令やマナー等の周知	・ 入管庁から事務連絡「生活オリエンテーション動画の周知及び啓発について(依頼)」を发出し、在外公館には、査証申請者に対し、観光庁には、訪日外国人旅行者や観光地などに対し、生活オリエンテーション動画の周知及び啓発を依頼 ・ R8年3月、訪日外国人旅行者を含む外国人に対して、生活オリエンテーション動画の周知に係るWeb広告を実施
39			・ 関係省庁からの依頼に基づき、在外公館において、領事窓口等でのリーフレットの掲示及び配布、公館ウェブサイトへの掲載等を行い、訪日外国人に対する注意喚起を実施

(別紙) 外国人政策本部 第1次提言を踏まえた政府の取組状況のフォローアップ

番号	現状と問題点	第1次提言の概要 (○実施中又は速やかに実施すべき施策/★今後の課題)	取組状況
(4)被仮放免者等の情報共有			
40	・ 收容されていない退去強制手続中の者(被仮放免者・被監理者)に関して地方自治体内で情報を適切に把握できていない	○ 入管庁が把握する被仮放免者等の情報を自治体に対してプッシュ型提供	・ プッシュ型での提供の実施方法の検討を進めつつ、早ければR8年7月頃の提供開始に向けて、全対象者の身分事項、住居等のデータの確認作業を実施中
(5)外免切替の厳格な運用等			
41	・ 基本的な交通ルールを理解していない「外免切替」により免許を取得した外国人による交通事故が発生している	○ 道路交通法施行規則を改正し、免許取得時や免許証更新時の住所確認を厳格化した(R7.10) 外免切替手続における知識確認・技能確認を厳格化した(R7.10)	・ 知識確認及び技能確認を厳格化したR7年10月～12月までの3か月間の通過率は、知識確認は42.8%、技能確認は13.1%となっており、R6年中の通過率(知識確認92.5%、技能確認30.4%)と比較して減少
42	・ 海外では免許取得時に一定の居住・在留が求められている中、日本では当該要件がなく、観光客等が免許を取得している	★ 外免切替や免許証更新時の厳格な運用を徹底、海外調査や交通事故実態等を踏まえ、更なる外国人運転者による適正な運転の確保のための方策を検討	・ R7年10月～厳格化した外免切替や免許証更新時の厳格な運用を徹底している ・ 在留外国人に関する免許制度についての海外調査や外国人による交通事故実態の調査を実施している
4. 秩序ある地域社会の実現に向けた受入れ環境整備			
43	・ 外国人受入れを巡る地方自治体の負担増加の指摘がある ・ 在留外国人が、日本語や日本のルール・制度を理解し、責任ある行動をとることが必要とされる	○ 日本の制度や生活マナーのアウトリーチ型での試行的な情報発信	・ R8年6月から対話型オリエンテーションを実施し、年間7回の開催を予定
44	・ 外国人が日本語や日本社会の仕組みを学ぶ機会が限定的である	★ 在留外国人を対象とする日本語や制度・ルール等を学習するプログラムの創設と内容の理解を在留審査の要素とすることの検討	・ 諸外国に対する調査や、有識者へのヒアリング等の実施も含めて入管庁及び関係省庁において検討を進めている 特に、入管庁においては、法務大臣政務官を長とするPTを設置し、外国人からの相談に対応する職員との意見交換や、有識者からヒアリングを行うなどして、具体的な制度設計に関する検討を進めている
5. 外国人政策の推進のための基盤整備			
(1)在留許可手数料の見直し等			
45	・ 外国人の受入れ環境整備等に係る各種施策を強化・拡充することが不可欠である ・ 受益者負担の観点から、外国人に相応の負担を求めることが必要である	○ 令和8年度中の在留許可手数料の見直し・引上げ	・ R8年度中の引上げを実施すべく、在留許可手数料の額の上限額の引上げを含む法案を第221回国会に提出し、成立した(R8年5月) ・ 実際の手数料の額については、法案の成立後、国会での審議内容も踏まえながら、詳細に積算し、政令で定めることを予定
(2)査証手数料の見直し			
46	・ 査証手数料が著しく安価な水準となっている(S53以来改定していない)	○ 令和8年度中の査証手数料の見直し・引上げ	・ R8年7月1日施行を目指し、「領事官の徴収する手数料に関する政令」の改正に向けて作業中(3月25日～4月23日パブリック・コメント実施済み)
6. 外国人の受入れの基本的な在り方の検討			
47	・ 外国人の受入れの基本的な在り方について、中長期的かつ多角的観点から検討が必要である ・ 外国人の受入れに当たり、国、地方自治体や受入れ機関等との役割分担が不明確との指摘がある	○ 外国人に係る諸課題を整理し、具体的な調査・検討課題を明らかにした上で、政府全体での検討を推進し、受入れに関する基本的な考え方を提示	・ R7年度入管庁において、必要な基礎資料の収集やヒアリング等を実施するなど、基礎的な調査・検討を可能な限り実施した ・ 上記基礎的な調査・検討を受け、省庁横断的に、今後、更に具体的な調査・検討、将来推計等を行った上で、基本的な在り方を検討していくこととしており、このため、R8年4月～取りまとめを担う内閣官房の体制を強化

(別紙) 外国人政策本部 第1次提言を踏まえた政府の取組状況のフォローアップ

番号	現状と問題点	第1次提言の概要 (○実施中又は速やかに実施すべき施策/★今後の課題)	取組状況
第2 外国人制度の適正化等について			
1. 日本語習得・学生・教育関係			
(1)各ステージと対象者における日本語習得について			
ア 来日前の日本語教育			
48	<ul style="list-style-type: none"> 来日前に日本語能力を向上させる必要がある 現地日本語教師の質の向上が課題である 	○ 海外における日本語教育導入・普及促進支援事業を強化	<ul style="list-style-type: none"> 国際交流基金の海外日本語教育支援事業の一環として、日本語教育の専門家の派遣や現地の日本語教師育成、日本語教育機関への支援等を実施中(R6年度においては全世界で合計128ポストへの専門家派遣、日本語教育機関へ418件の助成を実施)
49		<ul style="list-style-type: none"> ★ 育成就労制度開始に向け、海外の日本語教育活動を引き続き支援 ★ 現地日本語教師育成のための各種研修事業を重点に実施 	<ul style="list-style-type: none"> 育成就労制度の開始に備え、派遣中の日本語教育の専門家による教師研修や教材・カリキュラム作成支援等により、現地における日本語教育の基盤整備を引き続き推進する 日本語教育の専門家による各種教師研修の一層の充実等により、特に現地日本語教師の質向上のための取組を重点的に推進していく
イ 大人(就労者)に対する日本語教育			
50	<ul style="list-style-type: none"> 事業主等による育成就労外国人に対する日本語学習機会の提供の促進が必要である 	○ 育成就労制度における日本語講習モデルカリキュラムの開発・普及促進	<ul style="list-style-type: none"> R9年4月の育成就労制度施行に向け、育成就労外国人が効果的に日本語を習得できるよう、モデルカリキュラムの開発・普及促進のための事業を進めている
51		★ 育成就労制度施行後の認定日本語教育機関等による日本語講習の円滑な運用	<ul style="list-style-type: none"> R9年4月の育成就労制度の施行後に、育成就労実施者や監理支援機関において認定日本語教育機関や登録日本語教員による日本語講習が円滑に行われるよう運用を行う
ウ 大人(生活者)に対する日本語教育			
52	<ul style="list-style-type: none"> 日本語教育ニーズが増加・多様化している 「生活者としての外国人」に対する日本語学習機会の確保や日本語教育の質の向上が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ○ オンライン日本語学習教材の充実 ○ 地域的な重点化も含めた体制整備に要する自治体への財政支援を一層拡充 ★ 地域日本語教育に関するガイドラインの作成 	<ul style="list-style-type: none"> オンラインで日本語を自主学習するための動画教材「つながるひろがる にほんごでの暮らし」において学習コンテンツの充実を図っており、20対応言語による244学習コンテンツ(動画)を掲載
53			<ul style="list-style-type: none"> 外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育推進事業「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」(補助事業)により、地域日本語教育の総合的な体制づくりへの財政支援を拡充(R8年度60団体実施)
54			<ul style="list-style-type: none"> 地域社会のルール等の習熟の場の設置や、地域社会のルール等を学ぶ上で必要な日本語指導の実施に要する経費について、R8年度から地方財政措置を講じる旨、会議等の場において、地方公共団体職員に対して説明を行っている
55			<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体のなどの参考となる地域日本語教育に関するガイドラインの制作を検討のための有識者会議を開催し、基礎資料の作成等を行う
エ こどもに対する日本語教育			
56	<ul style="list-style-type: none"> 日本語指導が必要な外国人児童・生徒が急激に増加し、集住・散在が顕在化している 個々の状況を踏まえた全国的な教育体制の整備が不十分である 	○ 「プレスクール(仮称)」(初期支援)の方策を検討・提示、拡充	<ul style="list-style-type: none"> R9年度からプレスクール・プレクラス(初期日本語指導教室)の抜本的な強化を図れるよう、方策を検討している
57		○ ICTや生成AIの活用も含めた指導内容・方法等のガイドライン提示	<ul style="list-style-type: none"> 日本語指導が必要な児童生徒に対し、円滑な指導が行われるよう、調査研究事業を実施し、ガイドラインを作成する予定
58		○ 日本語指導補助者等への支援の拡充等、自治体への財政支援等を拡充	<ul style="list-style-type: none"> 日本語指導補助者等への支援の拡充等、地方公共団体への財政支援等を行っている。R8年度は、243自治体(36都道府県、19指定都市、32中核市、156市区町村)に対して支援を実施
59		○ 外国人児童生徒等教育アドバイザーによる新規取組開始自治体への伴走支援等	<ul style="list-style-type: none"> 「外国人児童生徒等教育アドバイザー」による、新たに取組を開始する地方公共団体への伴走支援等を実施予定
60		★ 初期指導の地域の実情に応じた全国展開、登録日本語教員の配置、多文化多言語の子供に応じた学習・指導計画を立てる生成AIの活用促進等	<ul style="list-style-type: none"> R9年度からプレスクール・プレクラス(初期日本語指導教室)の抜本的な強化を図れるよう、方策を検討している
オ 日本語教師の養成・社会的地位の向上			
61	<ul style="list-style-type: none"> 日本語学習ニーズが増大している 日本語教育人材の質・量の確保が課題である 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 養成課程や研修の充実 ○ 試験CBT化の試行試験等、大幅な増が必要となる登録日本語教員の確保・活用促進 ★ プログラムや、外国人児童生徒に対する教育など、留学生の受入れに限らない場での認定日本語教育機関や登録日本語教員の活用方策について検討 ★ 登録日本語教員の処遇改善 	<ul style="list-style-type: none"> R2年度より初任・中堅・日本語教育コーディネーターなどの日本語教育人材としての役割・段階や、生活者や留学生など日本語学習者の属性に応じた指導に関する研修を計9種類(①生活者、②留学生、③就労者、④難民等、⑤海外、⑥児童生徒等、⑦中堅、⑧主任教員、⑨地域日本語教育コーディネーター)実施 R8年度は、上記に追加して生活指導者向けの研修を実施 R5年度より日本語教師の養成を行う大学等を中心としたネットワークの構築により日本語教師養成・研修の地域的な拠点を8拠点整備し、特色ある養成課程の展開を実施
62			<ul style="list-style-type: none"> 日本語教員試験のCBTによる試行実施に向けて検討中
63			<ul style="list-style-type: none"> プログラムについては諸外国に対する調査や、有識者へのヒアリング等の実施も含めて入管庁及び関係省庁において検討を進めているが、その検討状況も踏まえ認定機関や登録日本語教員の活用についても検討を進める

(別紙) 外国人政策本部 第1次提言を踏まえた政府の取組状況のフォローアップ

番号	現状と問題点	第1次提言の概要 (○実施中又は速やかに実施すべき施策/★今後の課題)	取組状況
(2)外国人留学生に対する支援に係る運用の適正化			
64		○ 主として日本人の博士後期課程への進学を支援する事業における事業目的に照らした外国人留学生への生活費相当額の支援は行わない見直し	・ 留学生に対し生活費相当額の支援を行わず、研究費のみ支援する、とした見直し後の制度にて大学の公募を開始(R8年2月18日)
65	・ 外国人留学生に対する支援において、事業の目的に照らした運用の見直しが必要である ・ 各外国人留学生の適切な在籍管理が必要である	○ 外国人留学生の在籍管理の適正を欠く大学等の指定・公表 ○ 在籍管理の適正性も注視した上での経営に課題を抱える大学等への指導強化	・ 専修学校での留学生管理については、従前より所轄庁に通知を发出し、適切な指導を行うよう周知しているが、改めて外国人留学生の在籍管理等の徹底が図られるよう、所轄庁に周知を実施(R8年4月27日) ・ また、所轄庁と連携し、定期的な調査を実施
66			・ R8年2月19日付けで、外国人留学生の在籍管理の適正を欠く大学等を指定し、当該大学等へ通知するとともに、文部科学省ホームページにて公表 ・ 外国人留学生の在籍管理の適正を欠く大学等の判断や改善指導の実施等において活用するため、R8年4月28日付けで、「外国人留学生の在籍管理が適正に行われない大学等に対する指導指針」の運用に関するガイドライン」を策定
(3)外国人学校に対する支援に係る運用の適正化			
67		○ 高等学校等就学支援金制度について、政党間での合意も踏まえ、R8年4月からの実施に向けて対応を検討	・ R8年4月から高等学校等就学支援金について、外国人学校を法律上の支援対象外とする新たな制度を実施するための「高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律」及びその関連政省令が成立、公布(R8年3月)
68	・ 外国人学校に対する支援をはじめとする各種制度・運用の見直し・適正化の推進が必要である	★ 補助金等の実態調査・公表等を通して、適正かつ透明性のある執行確保を促進	・ 補助金の状況の公表に関する内容や時期等について、関係省庁や地方公共団体とも連携し検討中
69		★ 新たな就学支援金制度に関して、三党合意に基づき必要な見直しを実施	・ 「高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、附則第5条において、「政府は、この法律の施行後三年以内に、新法の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ、高等学校等就学支援金の受給資格その他の支給の在り方等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と規定した(R8年3月)
(4)就学援助制度の運用の見直し・適正化			
70	・ 国内に居住していないにも関わらず、就学援助を受けている児童生徒がいるのではないかと指摘がある	○ 就学援助制度について、居住実態を把握した上で、適切な支給となるよう都道府県に周知(R7)	・ R8年4月24日に引き続き実態把握(居住実態がないのに就学援助を受給するなど不適切な事例を把握している場合に各地方公共団体からの報告を求める)を実施(回答期限:5月18日)
71		★ 就学援助について、居住実態を把握した上で、適切な支給となるよう、入管庁等の関係省庁が保有する外国人情報との連携の在り方等の検討	・ 国が定めている就学援助システムの標準仕様書において、入管庁の出入国関係情報等との情報連携について、デジタル庁との調整を開始(なお、R8年度は標準仕様書の検討、R9年度はベンダーによるシステムの改修、R10年度以降に自治体による運用開始を予定)
2. 外国人の税・社会保障・医療関係			
(1)外国人の税・社会保険料等の情報共有・連携			
72		○ 国民健康保険料・国民年金保険料の納付情報・地方税の課税情報のマイナンバー連携	・ 公共サービスメッシュを用いた情報共有・連携の開始(R9年3月以降)に向け、デジタル庁、入管庁を含む関係機関で調整中 ・ 公共サービスメッシュはR8年1月から稼働開始し、入管庁のシステムはR9年3月までに開発予定 ・ 国民健康保険料について、自治体のシステム改修はR9年6月までの完了を予定している
73	・ 一部の在留資格を除き、税・社会保険料の納付情報等が未確認である		・ 国税(課税・納税)の情報連携については、R10年6月以降の開始に向け、入管庁と国税庁との間で、システム開発の対応可否など各論点の検討を踏まえ、実現方式について協議・調整中
74	・ 申請人の負担及び円滑な審査・適正な在留管理の面で電子化が不十分である	★ 国税、地方税情報を在留審査・納付勧奨に活用する仕組みを検討	・ 地方税の納税情報の連携については、入管庁と総務省との間で、法令の規定を踏まえ、連携項目の範囲等を調整中 ・ 調整結果を踏まえ、今後、マイナンバーによる情報連携の実施に必要なマイナンバー法主務省令の改正及びデータ標準レイアウト改版について、関係機関と調整の上、作業を実施予定
75		★ 悉皆調査結果を踏まえた、入管庁と他機関との更なるマイナンバー情報連携等	・ 悉皆調査結果を踏まえ、公営住宅の管理に関する事務、改良住宅の管理に関する事務、特定優良賃貸住宅の管理に関する事務、地域優良賃貸住宅の管理に関する事務について、R9年6月のマイナンバーによる情報連携の開始に向け、省令及びシステムを整備する方向で、関係機関と調整の上、作業を実施中

(別紙) 外国人政策本部 第1次提言を踏まえた政府の取組状況のフォローアップ

番号	現状と問題点	第1次提言の概要 (○実施中又は速やかに実施すべき施策/★今後の課題)	取組状況
(2)国民健康保険料の収納対策・保険適用の在り方等の検討			
76	・ 健康保険組合・協会けんぽについて、外国人の情報を把握できていない	○ 健康保険に係る国籍・在留資格情報等のマイナンバー連携を実施の上、国が保険者に対して、外国人の医療費等の情報について報告を要求	・ 健康保険(健康保険組合・協会けんぽ)に係る公共サービスメッシュを用いたマイナンバーによる情報連携を開始(R9年6月)するため、関係省庁と協議し、番号法主務省令を改正予定 ※番号法主務省令は、R8年6月公布・施行予定
77	・ 日本の医療保険による治療目的で来日し、高額な治療を受けているような事例もあるのではないかと指摘がある	★ 諸外国の外国人への医療保険の適用の在り方等を調査の上、必要な対策を検討	・ 外国人の保険適用や高額な医療給付の在り方、財源確保の在り方について、R7年度の調査・研究の委託事業において、韓国及びドイツの医療保険制度における、外国人の加入要件、加入方法、給付・負担の制度設計等について調査を実施(R8年度も引き続き調査・研究予定) また、受入れ機関の責務についても、検討を行う
(3)医療費不払への対応			
78		○ 医療費未払情報報告システムの登録基準額引下げ対象を中長期在留者に拡大	・ 医療費の不払がある訪日外国人に対する厳格な入国審査について、対象となる不払額をR8年4月から「20万円以上」を「1万円以上」に引き下げた
79	・ 外国人による医療費不払いが発生している ・ 入国前の民間医療保険への加入促進が必要との指摘がある		・ また、R9年度から対象を中長期在留者に拡大し、外国人患者の医療費不払情報を在留審査においても活用するため、R8年度にシステム改修等の必要な対応を行う
80		★ 入国前から民間医療保険への加入を求めめるための制度的な取組を検討	・ 諸外国における外国人旅行者の民間医療保険加入の在り方等を踏まえながら、必要な保険の内容や制度運用の課題等について、整理を進めている
(4)児童手当の適正化			
81	・ 外国人が転出の届出を行わず出国することにより居住実態の把握が遅れる	○ 居住実態や監護実態を適切に把握した上での支給を徹底するため、出入国関連情報のマイナンバーによる情報連携を実施(R9.3以降)	・ 外国人の居住実態等を適切に反映して支給するよう、マイナンバー情報連携(R8年6月改版)による出入国関連情報の活用により住民基本台帳部門との迅速な連携を図ることなどを自治体あてに周知を実施(R7年8月)
82		★ 各自治体における外国人の不適切事案調査結果を踏まえた必要な対応策の検討	・ 住民票を削除しないまま海外へ出国した場合の過誤払いを防ぐため、就学状況等が確認できない児童に関する情報の共有を関係機関へ依頼する事務連絡について、R7年度末に発出
(5)出産育児一時金(海外療養費)への対応			
83	・ 出産育児一時金や海外療養費の不正受給防止が必要との指摘がある	○ 出産育児一時金及び海外療養費の適正化に向けた対策等の周知	・ R7年8月に行った再周知の状況を踏まえて、引き続きの対応を検討する
(6)脱退一時金と社会保障協定			
84	・ 脱退一時金を受給するとそれまでの年金加入期間がなくなるため、外国人の年金受給に繋がりにくいとの指摘	○ 再入国許可の有効期間内は脱退一時金を支給しない規定を創設した改正法の施行	・ 外国人が再入国許可を得て出国した場合については、再入国許可の有効期間内は脱退一時金を支給しないこととする法改正を実施(R7年)
85		★ 在留外国人の多い国々との交渉等を含め社会保障協定の締結推進	・ 年金加入期間の通算を通じた受給権確保等の観点から、在留外国人の多い国々との交渉等を含め、社会保障協定の締結を進めており、R8年3月時点で24カ国と社会保障協定を締結
(7)生活保護制度の運用の適正化			
86		○ 生活保護担当課に対し取扱いの留意点等を周知(R7)	・ R7年9月、10月に開催した「生活保護担当指導職員ブロック会議」にて、取扱いの留意点(対象となる在留資格、入国後まもなく申請があった場合の対応)等を周知した
87			・ R9年6月～マイナンバーを用いて在留資格等の情報取得が可能になるよう、入管庁及びデジタル庁と調整中
88	・ 外国人による利用実態の把握が不十分である	★ 国籍・在留資格等のマイナンバー連携、不適切利用を防ぐための入管行政との連携	・ R8年度社会福祉推進事業において、生活に困窮する外国人に対する生活保護の実施に関する調査・研究を実施する予定 具体的には、今後の制度利用の適正化の検討に資するよう、主に自治体へのアンケート調査などの手法を通じて、外国人に対する生活保護の実施に係る地方自治体における業務上の課題や外国人による制度の利用実態を把握する予定 ・今後、外国人による制度の利用実態や、在留資格別の受給人数等に関する国レベルでの情報収集などを進めながら、外国人による制度の適正利用に向けてどのような対応が必要か、出入国在留管理行政と連携し、検討を進める
(8)感染症予防と健康診断			
89	・ 中長期滞在を予定している外国人に関しては、国内における感染症のまん延の防止や医療への負担軽減の観点から、入国前に健康診断・予防接種を受ける等、考え方の整理を示すべきとの指摘がある ※健康診断の受診結果の提出を入国の条件としているのは、在留資格「特定技能」のみである	○ 予防接種記録や健康診断の受診結果などの提出の義務付けについて、感染症のまん延防止と自国の医療への負担という観点から、他国の状況を調査	・ 諸外国における中長期滞在予定の外国人の入国要件について、R8年2月に諸外国に調査を依頼して、引き続き調査中
90		★ 調査結果を踏まえ、入国要件として健康診断受診結果等を求めることを検討	・ 上記の諸外国調査の結果を受けて、中長期間滞在する外国人の入国要件として、予防接種記録や健康診断受診結果等の提出を求めることの検討を開始する

(別紙) 外国人政策本部 第1次提言を踏まえた政府の取組状況のフォローアップ

番号	現状と問題点	第1次提言の概要 (○実施中又は速やかに実施すべき施策/★今後の課題)	取組状況
(9)土葬に関する整理・検討			
91	・ 昨今、外国人が信仰する宗教に沿った土葬墓地の新設を巡る動きがあり、これについて様々な懸念が示されている	○ 墓地経営の許可事務等の実情調査(R7年度)	・ 地方公共団体に対し、土葬を含む墓地経営の許可事務等の実情調査を実施。
92		★ 実情調査の上、墓地経営の許可の事務等を滞りなく行う観点から必要な整理・検討を行う	・ 地方公共団体において、地域の状況に応じて墓地経営の許可の事務等を滞りなく行うことができる観点から、上記実情調査も踏まえ、引き続き必要な調査を行う。
(10)租税条約の見直し			
93	・ 近年改正されていない一部の国との租税条約においては、外国人留学生等が取得する給与について、一定の範囲で免税とする規定がある	★ 外国人留学生等の給与の免税規定を有する条約の改正を働きかけ、適切に見直す	・ 該当する租税条約を改正する必要性について関係省庁内の各担当者と広く認識を共有した。 ・ 相手国に対して機会を捉えて働きかけを行っており、一部の国については見直しの方向で交渉が進んでいる。
3. その他			
(1)公営住宅・UR賃貸住宅等への外国人の入居			
94	・ 公営住宅等に外国人が多く居住することにより、特定の学校に外国籍児童が急増し学校側に負荷がかかる等の問題が生じているとの指摘 ・ 外国人の入居実態について、把握している事業主体と把握していない事業主体がある ・ 外国人入居者に緊急事態が発生した際に、国籍がわからないこと等により、事業主体による迅速な対応が困難	○ 全ての事業主体につき、入居時の確認方法等について把握するための調査	・ 公営住宅に関して、国籍・在留資格等の把握状況や確認方法、外国人のみに課している入居要件の有無等について調査を実施し、その結果を地方公共団体に周知した ・ URについては、入居申込時に国籍等が記載された住民票の写しの提出を受けることで、入居資格等について確認している
95		★ 今後の新規入居者について、国籍等を把握することを検討 ★ 調査結果や外国人が多く居住することで一部の地域で問題が生じているとの指摘を踏まえ、追加的な対応を検討	・ 公営住宅に関して、R8年2月10日付けで通知を发出し、今後の新規入居者について、国籍、在留資格等を把握するよう地方公共団体に要請した ・ URの新規入居者については、引き続き、国籍・在留資格の確認を実施するほか、R8年4月～日本語で円滑なやり取りが可能な緊急連絡先の登録を求めることとした
(2)民泊・オーバーツーリズムへの対応			
ア 民泊(住宅宿泊事業・特区民泊・簡易宿所)			
96	・ 法令手続が行われずに営業が行われている民泊、騒音の発生やルールを守らないごみ捨てなど宿泊者による迷惑行為の発生やこれに対する事業者による迅速な対応が行われなかったといった、管理が適切に行われない民泊が存在する	○ 命令・罰則などの事例の周知等による無届民泊に対する厳正な取締りや抑止の推進、生活環境の悪影響を防止する一定の規制の考え方の周知	・ R8年1月に地方公共団体に通知(「旅館業法の許可を得ないで旅館業を行っている者に対する取締りについて」)を发出し、無届民泊に対する厳正な取締り・抑止の推進や旅館業法に基づく命令・罰則などの事例を周知した ・ R8年1月に地方公共団体に通知(「旅館業における衛生等管理要領の一部改正について」)を发出し、生活環境への悪影響を防止するための一定の規制が可能であることを明確化するなど、地方公共団体において、指導監督が適切に実施されるよう周知した
97		○ 行政の「民泊制度運営システム」を拡充し、各種民泊データの一元管理を実現	・ 「民泊制度運営システム」において、①各種民泊データの一元管理や、②民泊仲介サイトとのデータ連携などを行うためのシステム改修の具体的な設計等に着手した
98		○ 上記データを仲介サイトを連携させて仲介サイトからの違法民泊の削除を実現	・ 民泊に馴染まない地域における規制の実施などについて、考え方の整理を進めており、速やかに自治体へ通知を行う
99		★ 不適切な事業者への厳正な処分や地域の実情に応じた規制のための環境整備 ★ 警察・入管行政との連携確保のために講ずべき措置について検討	・ 不適切事業者に対する処分を着実に行うため、自治体で把握が難しい、夜間の処分事実の把握を行うための手法の検討及び試行に向けた取組を進めている(一部自治体と連携) ・ 出入国在留管理庁との連携に向けて具体的な方策の協議を行っている
100		★ 宿泊事業者側のデジタル化も進め、民泊全体でのDX化推進方策を検討	・ 騒音計やカメラなどを用いたICT管理の義務付けについて、考え方の整理を進めており、速やかに自治体へ通知を行う
101		★ 民泊が複数の制度が分かれていることによる差異への対応方策を検討	・ 各種民泊の制度的差異について、関係省庁間で洗い出し・整理を進めており、対応方策を検討していく
イ オーバーツーリズム			
102	・ 三大都市圏をはじめとした特定の都市・地域・時間帯に観光客が偏在・集中している ・ 生活道路の渋滞やマナー違反等により地域住民の生活の質への影響等の課題の顕在化している	○ 各地における生活道路の渋滞対策や公共交通の混雑対策、マナー違反対策などを支援	・ 国際観光旅客税については、R7年12月に閣議決定された「令和8年度税制改正の大綱」において、税率を引き上げることとされ、関連法案が今国会(第219回特別会)にて成立した(R8年7月1日施行)
103		○ 地域の実情に応じたオーバーツーリズム対策の集中的実施・抜本的強化 ○ 特定の都市・地域への集中の是正と分散の推進	・ 国際観光旅客税も活用し、各地域が継続的かつ計画的に、過度の混雑やマナー違反対策等をきめ細かく講じられるよう支援するとともに、地方の魅力を活かした様々なコンテンツの造成、交通ネットワークの機能強化等を通じて地方誘客を推進していく
104		★ 一部地域で生じているオーバーツーリズムへの点的な取組に加えて、地方誘客を促進することにより、観光客の流れそのものを構造的に変革、その際、新たな問題を生じさせないよう、都道府県レベルで対策を講じる体制の構築	・ R8年度からの第5次観光立国推進基本計画(R8年3月27日閣議決定)において、過度の混雑・マナー違反対策に加えて、地方誘客のより一層の促進や、訪日外国人旅行消費額R12年15兆円、消費額単価25万円/人の目標を盛り込んだ 併せて、高付加価値な観光の促進などに関する施策も盛り込んだところであり、同基本計画に基づき、関連施策を推進していく

(別紙) 外国人政策本部 第1次提言を踏まえた政府の取組状況のフォローアップ

番号	現状と問題点	第1次提言の概要 (○実施中又は速やかに実施すべき施策/★今後の課題)	取組状況
第3 安全保障と土地法制について			
1. 土地所有等情報の透明性向上			
105		<ul style="list-style-type: none"> ○ 不動産の移転登記申請時の国籍を把握 ○ 森林法の届出者(個人)の国籍を把握 ○ 森林法・重要土地調査法・国土利用計画法の届出者(法人)の主たる役員等の国籍を把握 ○ 外為法の国外居住者による不動産取得の報告対象を拡大 	<p>以下の通り、土地関連制度において、国籍等を把握するにあたり、必要な法令改正を実施済み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ R8年1月に重要土地等調査法施行規則の一部を改正する内閣府令を公布し、同年4月1日から施行 ・ R8年2月に森林法施行規則の規定に基づき、申請書等の様式を定める件の一部を改正する告示(届出による国籍等把握)及び森林法施行規則の一部を改正する省令(林地台帳への記載)を公布し、前者については、同年4月1日から、後者については、R9年4月1日から施行 ・ R8年2月に国土利用計画法施行規則の一部を改正する省令を公布し、同年4月1日から施行 ・ R8年2月に外国為替の取引等の報告に関する省令の一部を改正する省令を公布し、同年4月1日から施行 ・ R8年3月に不動産登記規則の一部を改正する省令を公布し、同年10月5日から施行
106	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外国人による我が国の土地取得等に対する国民の不安は、我が国の土地所有者等の実態がよく分からないことにも起因している ※農地法に基づく許可申請において、取得者が個人の場合はその国籍を、法人の場合は役員及び主たる株主の国籍まで把握済み ※重要土地等調査法及び国土利用計画法において、届出者の国籍を把握済み 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 多額の現金による不動産取得の事例が指摘される中、不動産取得に係るマネロン対策を強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・ R8年2月、多額の現金による取引など、「疑わしい取引の届出に関するチェックリスト」(犯収法等連絡協議会作成「宅地建物取引業における犯罪収益移転防止のためのハンドブック<第2分冊>」に掲載)の項目に1つでも該当すれば、疑わしい取引の届出を行うことを宣言させること等を内容に含む「リスク評価書」の作成に係るマニュアルを策定し、業界団体に対して周知を行うとともに、国交省ホームページにおいて公表した。業界団体に対して周知を行うとともに、改めて、R8年度中に「リスク評価書」の作成を完了するよう要請した ※加えてR8年4月に暗号資産を用いた不動産取引の実態把握や健全性を確保するよう、関係業界団体に要請した
107		<ul style="list-style-type: none"> ○ 不動産登記の名義人情報を活用し、取引がない土地等(ストック)の所有者の国籍情報を試算 ※外国人等により取得された農地及び国外に居住する外国人等と思われる者により取得された森林について、過去の累計を含め毎年公表中。 ※過去約5年間に国土利用計画法の届出を行った者のうち、氏名等から外国人等と思われる者を推定することについて、検討中 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不動産登記の登記名義人情報を活用し、国外に居住していると思われる者による不動産の所有状況について、R8年4月から試算を開始。併せて、外国人であると類推される者による不動産の所有状況の試算についてR8年度早期に実施予定
108		<ul style="list-style-type: none"> ★ 法人の実質的支配者の把握の検討(FATF(金融活動作業部会)対日審査対応との連携) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人の実質的支配者情報の一元的、継続的、かつ正確な把握を可能とする枠組みの制度整備について、関係省庁間で対応を検討した FATF第5次対日相互審査(R10年夏頃)に向けて、法人の実質的支配者の把握強化のための詳細な制度設計について検討をしていく
2. 土地所有等情報の公開性確保			
109		<ul style="list-style-type: none"> ○ 行政機関等が不動産登記情報にオンラインでアクセスできる不動産ベース・レジストリを整備(R9年度以降) 	
110	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地所有等情報を一元的に管理する統合データベースが存在せず、適切に公開・提供するための制度的な枠組みが整備されていない 	<ul style="list-style-type: none"> ★ 不動産ベース・レジストリを土地所有等情報の一元的データベースとして機能させ、行政機関や国民が適切にアクセスできる仕組みを構築 ★国籍情報は機微なため、アクセスできる行政機関等の職員の範囲や公開の方法を丁寧に検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有識者会合において、不動産ベース・レジストリを活用した土地所有等情報の実態把握・公開化の枠組みを含む今後の不動産ベース・レジストリの方針について検討中
3. マンションの取引実態の把握			
111	<ul style="list-style-type: none"> ・ マンション価格高騰の要因の一つとして、外国人による短期売買の増加を指摘する声があるが、マンションの取引実態が把握されていない 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大都市部の新築マンションの短期売買や国外からの取得に関する実態調査。 ※東京都における国外からの取得割合は、R7年1月～6月で3.0%、R6年では、1.5% 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 三大都市圏等の新築マンションを対象に、短期売買や国外からの取得の状況について調査を行い、R7年11月に結果を公表 その結果を踏まえて不動産協会が日本人も含め、投機的取引抑制のための取組方針を決定
112		<ul style="list-style-type: none"> ○ 不動産登記の国籍把握を踏まえ、国内居住者を含む外国人によるマンション取得実態を把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・ まずは、不動産登記の国籍把握を踏まえ、国内居住者を含む外国人によるマンション取得の実態把握をR9年度以降に進める

(別紙) 外国人政策本部 第1次提言を踏まえた政府の取組状況のフォローアップ

番号	現状と問題点	第1次提言の概要 (○実施中又は速やかに実施すべき施策/★今後の課題)	取組状況
4. 地下水採取に関する実態把握			
113	外国人が水源地を買い占めて地下水を採取しているのではないかと指摘する声があるが、実態が把握されていない	○ 地下水採取を規制している条例及び外国人等による地下水採取事例に関する調査を実施 ※R7年12月に公表した調査結果(概要) ・ 地下水採取の規制について、26都府県236市区町村が269条例を制定 ・ 外国人等による地下水採取の事例があると回答した自治体は12自治体、49件だが、具体的な支障事例は報告されていない	・ 調査結果をR7年12月16日に公表済み ・ 今後も、毎年、外国人等による地下水採取の事例に関する調査を実施する
114		○ メディアやSNS等で発信される外国人の地下水採取への具体的な懸念について情報収集や事実関係の確認を行い、必要に応じ対応策を検討(R7年度実施予定)	・ 外国人等の地下水採取に係る具体的な懸念に関する情報収集を実施中
115		○ 国土全域で実態把握・適切な地下水管理をするため、国籍情報を含め、統一的な考え方による地下水採取の実態把握や地下水の適正な保全と利用について、実効性のある仕組みの検討を開始(R7年度実施予定)	・ R8年3月9日に「地下水の適正な保全と利用に関する検討会」で議論を開始し、本年夏までに議論をとりまとめていく
116		★ 地下水を採取する法人の実質的支配者の把握についても検討	・ 法人の実質的支配者の把握強化の取組の進捗状況を踏まえ、連携を検討
5. 外国人の土地取得等のルール在り方等			
117	安全保障の観点からの利用規制はあるが、土地等の事前取得規制は存在しない	○ 安全保障の観点からの土地取得等のルールについて、立法事実を整理し、他国の例も参考に、国際約束との関係の具体的な精査を含め、対象者(日本人・外国人を問わず対象とするか、外国人に限定するか等)、規制内容(許可制、審査付事前届出制、立入検査等)、対象となる土地等を検討し、骨格を取りまとめ(R8年夏)	・ R8年3月4日に「外国人による土地取得等のルールの在り方検討会」で議論を開始し、安全保障、国際関係、土地政策などに精通した有識者にご参画いただき、土地取得等の規制の在り方について議論を深めているところ。本年夏までに議論を取りまとめていく ※近年の不適切な土地利用の発生などを踏まえ、適正かつ合理的な土地利用の確保を図るため、土地の取得・利用等の在り方について幅広く検討する「土地の取得・利用等の在り方に関する有識者会議」でR8年3月27日に議論を開始した。本年夏までに議論を取りまとめていく
118		★マンションの取得について、諸外国の取組も参考に、あらゆる施策を総動員し投機的取引の抑制を検討 ★国籍を含む分析結果も踏まえ、マンション等の取得規制を検討	・ まずは、不動産協会の取組をフォローするとともに、R8年度以降もマンション取得の実態把握を継続、その結果も踏まえて、必要な対応を検討 ・ まずは、不動産登記の国籍把握を踏まえ、国内居住者を含む外国人によるマンション取得の実態把握をR9年度以降に進める
119		★ 国境離島以外の離島(※)について、プライオリティを付けて所有実態を把握。無主の場合には国有財産化を検討。また、安全保障上必要な場合は取引ルール化を含めて検討 ※無主の国境離島273島は国有財産化済(H29年)	・ 全国の離島の位置や面積等の確認を行うとともに、本土から距離の離れたエリア(南西諸島、伊豆・小笠原諸島等)にプライオリティをつけて所有実態の把握に着手。また、離島の所有実態の調査にあたっては関係省庁の協力が不可欠であり、関係データの収集を開始したほか、関係省庁連絡会議を開催し、協力を要請 ・ R8年3月4日に「外国人による土地取得等のルールの在り方検討会」で議論を開始し、安全保障、国際関係、土地政策などに精通した有識者にご参画いただき、土地取得等の規制の在り方について議論を深めているところ。本年夏までに議論を取りまとめていく